

第 18 回 総会議事録

1 開催の日時 令和 6 年 11 月 26 日（火）午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 1 0 分

2 開催の場所 松江市役所 西棟 5 階 防災センター

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第 1 0 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 0 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 0 9 号 農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第 1 1 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 1 1 号 農地法第 5 条の規定による法定協議について

議 第 1 1 2 号 非農地確認について

議 第 1 1 3 号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第 2 8 号 会長専決処分の報告

報告第 2 9 号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員（18名） 欠席委員（1名）

1 番 小村 伸吾 (出)	2 番 吉岡 雅裕 (出)	3 番 角田 正紀 (欠)
4 番 足立 裕子 (出)	5 番 伊藤 和明 (出)	6 番 吉岡 幸雄 (出)
7 番 清原 昭 (出)	8 番 磯部 美津子 (出)	9 番 古藤 俊光 (出)
1 0 番 渡部 文明 (出)	1 1 番 宮廻 彰夫 (出)	1 2 番 永江 りえ (出)
1 3 番 勝田 達雄 (出)	1 4 番 矢野 秀行 (出)	1 5 番 松本 喜次 (出)
1 6 番 石原 一男 (出)	1 7 番 岸本 定朝 (出)	1 8 番 森口 順子 (出)
1 9 番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	能海 朋之	農地係主任	佐藤 努
農地係長	松浦 孝	農地係主任主事	石原 裕子
農地係主任	青山 浩之	農地係主任主事	井上 雄太

6 会議内容

会 長
(議 長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第 18 回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は 3 番委員から提出されています。現に在任する委員の数、19 名のうち、18 人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。17 番委員、18 番委員をお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事及び井上主任主事をお願いします。それでは、議事にはいりません。議第 107 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

失礼いたします。議第 107 号、今月の農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の 2 ページと併せて、農地法第 3 条説明資料をご覧ください。今月の農地法第 3 条の許可申請は 9 件 12 筆でいずれも所有権移転です。

初めに、48 番の案件についてご説明します。申請は東生馬町の地目畑 1 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣地に自作地があり、一体とした利用が見込める。受人の世帯は、耕運機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は蕎麦を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、49 番の案件についてご説明いたします。申請は矢田町の地目畑 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足、自宅から遠く耕作に不便なため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利、隣地に自作地があり一体とした利用が見込めるため。受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、50 番の案件についてご説明いたします。申請は玉湯町玉造の地目畑 2 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、自己で耕作管理を続けることが難しいため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、当該土地購入により野菜栽培を拡大し、施設利用者の活動の場として発展させていきたい。また、野菜の一部は JA に出荷し、売り上げ増加により利用者の工賃アップを目指したい。譲受人は社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人で、農地をその目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められます。また、トラクター、運搬車、軽トラック、草刈り機、管理機、樹木粉碎機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、51 番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町白石の地目田 2 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のため。取得後は水稻を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、52 番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町西来待の地目畑 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、県外在住のため管理出来ないため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅の向かいにある土地で話をいただいたため。受人の世帯は、トラクター、草刈り機、散布機、育苗機、管理機、軽トラ等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条

事務局

第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、53番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町西来待の地目畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、県外在住のため管理出来ないため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅の向かいにある土地で話をいただいたため。受人の世帯は、草刈り機、管理機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、54番の案件についてご説明いたします。申請は八束町遅江の地目畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人の要望、自宅から遠く耕作に不便なため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なため。受人の世帯は、トラクター、耕運機、管理機、草刈り機、ユンボ等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、55番の案件についてご説明いたします。申請は八束町遅江の地目畑2筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人の要望、自宅から遠く耕作に不便なため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なため。受人の世帯は、トラクター、耕運機、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、56番の案件についてご説明いたします。申請は八束町二子の地目畑1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、近くに住んでいる親戚に管理を任せたいため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なため。受人の世帯は、トラクター、耕運機、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものとみとめられます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議
18番委員
議

長
それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。

長
ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議

長
それではないようでございますので、採決をいたします。議第107号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議

長
ご異議なしということですので、議第107号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第108号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

失礼します。議第108号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の4ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。

4条12番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東出雲

事務局 町上意東の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和6年10月10日付けで農振除外内示済みです。転用目的は、農家住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4項で、集落接続に該当します。転用面積は354㎡、所要面積も同様の354㎡です。事業計画は、申請地を整備し、農家住宅1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

18番委員 4条12番につきましては、農振除外の現地調査済みであるため、今回は行っておりません。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、議第108号、番号12番について採決いたします。議第108号、番号12番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第108号、番号12番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に、議題109号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。議第109号、今月の農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。議案の6ページと併せて事業計画変更説明資料の3ページをご覧ください。

初めに、5条事業計画変更6番についてご説明いたします。本案件は、令和6年5月28日付けで農地法第5条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は東生馬町の3筆で、●●●●●工事に伴い、現場事務所及び資材置場として使用するため、令和6年11月30日までの一時転用を許可していました。今回、工事の事業期間延長のため、一時転用期間を令和6年12月31日まで延長する事業計画変更申請が提出されたものです。

最後に、5条事業計画変更7番についてご説明いたします。本案件は、令和4年9月12日付けで農地法第5条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は八雲町熊野の8筆で、太陽光発電施設の設置を転用目的として、操業期間が許可日から22年間の事業を許可していました。今回、太陽光発電施設の工事期間を許可日から2年間に、権利設定期間及び事業の操業期間を許可日から40年間に延長する事業計画変更申請が提出されたものです。延長理由は、中国からの太陽光パネルの調達に遅延が生じたためです。また、地上権の設定期間については、土地所有者と合意されています。そのほか、事業内容に変更はございません。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

1 8 番 委 員 事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 109 号、番号 6 番、7 番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 109 号、番号 6 番、7 番は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 109 号、番号 6 番、7 番は原案のとおり承認することに決めます。次に議第 110 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 失礼します。議第 110 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 9 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 7 ページをご覧ください。

初めに、5 条 51 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は古志町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 C 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場及び進入路です。転用面積は 192 m²、所要面積も同様の 192 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、駐車場及び進入路とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 52 番の案件については、資金を証明する書類の提出が間に合わなかったため、今月の審議は見送りとします。したがって、52 番は欠番となります。

次に、5 条 53 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町須田の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 61 m²、所要面積は隣接する宅地とあわせて 390.73 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地と宅地をあわせて個人住宅 1 棟と物置 2 棟を建設するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 54 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町日吉の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、おおむね 10ha 以上の連担した農地の区域内にあることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 6 年 10 月 10 日付けで農振除外内示済みです。転用目的は長屋住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号で集落接続に該当します。転用面積は 744 m²、所要面積も同様の 744 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、長屋住宅 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 55 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町伊志見の 2 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区

分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は太陽光発電設備の設置です。転用面積は1,304㎡、所要面積も同様の1,304㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、太陽光パネル168枚の太陽光発電設備を設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条56番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町西来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域であることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は事業用地拡張です。転用面積は434㎡、所要面積も同様の434㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地東側で産業廃棄物の収集及び再生事業を営む譲受人が、申請地に事業用地を拡張するもので、主に再利用可能な農業機械等の展示販売を行うものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条57番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町遅江の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、平成29年5月8日付けで農振除外済みです。転用目的は宅地拡張です。転用面積は86㎡、所要面積も同様の86㎡です。事業計画は、申請地を庭として宅地拡張をするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条58番について説明いたします。借入人、貸入人はご覧のとおりです。転用場所は大海崎町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和D区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は現場事務所、駐車場、工事用道路、トイレ、資材置場です。転用面積は784㎡、所要面積も同様の784㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和7年3月31日までです。事業計画ですが、●●●●工事に伴い、申請地を整備し、現場事務所、駐車場、工事用道路、トイレ、資材置場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に、5条59番について説明いたします。借入人、貸入人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町上来待の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は駐車場、資機材ヤードです。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は391㎡、所要面積も同様の391㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和7年5月31日までです。事業計画ですが、●●●●工事に伴い、申請地を駐車場、資機材ヤードとするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

5条54番については、農振除外の現地調査済みであるため、今回は行っておりません。5条54番以外の案件については、事務局から説明があった通り、いずれも許可相当と判断しました。

議	長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第 110 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号 54 番以外について採決いたします。議第 110 号のうち、番号 54 番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 110 号のうち、番号 54 番以外は原案のとおり許可することに決めます。次に、議第 110 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号 54 番について採決いたします。議第 110 号のうち、番号 54 番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 110 号のうち、番号 54 番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に議第 111 号「農地法第 5 条の規定による法定協議について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>失礼します。議第 111 号、今月の農地法第 5 条の規定による法定協議について説明いたします。議案の 13 ページと併せて農地法第 5 条第 4 項法定協議説明資料の 1 ページをご覧ください。</p> <p>まず初めに、公共転用に係る法定協議制度についてご説明いたします。国又は都道府県等が学校又は病院などを設置する場合については、農地転用許可が必要とされています。ただし、許可権者と事前調整を行った上で、協議書を提出し、協議が成立することで、許可があったものとみなすことができるとされています。この協議の成立、不成立の判断基準は、通常の農地転用の許可基準の例によります。</p> <p>それでは、5 条法定協議 1 番についてご説明いたします。事前協議については、令和 5 年 7 月 7 日付で事前調整申出書が提出され、事前調整が終了しております。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は打出町の 5 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地ですが、軽微な変更の手続きにより農振除外されることを確認しており、本協議の成立は農振除外の決定日と同日又は決定日以降となります。農振除外後の農地区分は、市街化調整区域内で特に良好な営農条件を備えている農地として、甲種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振除外予定です。転用目的は学校グラウンド敷地です。許可該当条項は、農地法第 5 条第 2 項ただし書きで、土地収用法の規定による告示に係る事業に供する場合に該当します。転用面積は 15,247 m²、所要面積は隣接する市道とあわせて 16,270 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地と隣接する市道をあわせて整備し、小学校 3 校と湖北中学校を統合した(仮称)湖北学園のグラウンドとするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p>
1 8 番 委 員		<p>事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p>

		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、議第 111 号、番号 1 番について採決いたします。議第 111 号、番号 1 番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 111 号、番号 1 番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に、議第 112 号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、議第 112 号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案 16 ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは 3 件 5 筆です。
		初めに、55 番について説明します。土地の所在は、菅田町の市街化調整区域、農振農用地区域外の畑 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道東淞北台団地中央線と市道東淞北台団地 1 号線との交点から北に約 500 メートル進んだ北に位置しており、昭和 60 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。
		次に、56 番について説明します。土地の所在は、宍道町上来待の都市計画区域外、農振農用地区域の田 1 筆、畑 2 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道玉湯吾妻山線と市道玉造宍道線の交点から西に約 960 メートル進んだ南 50 メートルに位置しており、昭和 60 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。
		次に、57 番について説明します。土地の所在は、坂本町の市街化調整区域、農振農用地区域の田 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道松江島根線と市道北山線の交点から北東に約 2,500 メートル進んだ南 10 メートルに位置しており、平成 22 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。
		以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議	長	ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
1 3	番 委 員	57 番について、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である、となっているが、説明資料の図では、該当地は北山農免農道と田に囲まれており、山林はどこにあるのか。
事	務	該当地の南側は既に非農地となっており、南側と同じ状態であり、地区の委員と話をして、非農地であると判断しております。
1 3	番 委 員	今回のような非農地化している農地は他にも多く存在すると思うが、事務局側で考え方を整理してほしい。
事	務	非農地化している農地が他にも多く存在することは承知している。今後は、法務局とも調整をしながら地域毎で整理をしていきたいと考えております。
議	長	ほかにございませんか。

		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 112 号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 112 号は、原案のとおり確認することに決めます。次に議題 113 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事	務	失礼します。議第 113 号、松江市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。なお、議第 113 号の所 1 番は 2 番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思っております。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。
議	長	事務局から、農業委員会法第 31 条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第 113 号の所 1 番の案件について、先議したいと思っております。そうしますと、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、所 1 番について、2 番委員はこの議事の間、退室願います。
		(2 番委員が退室後)
議	長	それでは、議第 113 号の所 1 番の案件について、事務局より説明願います。
事	務	失礼します。議第 113 号の所 1 番の案件について、ご説明いたします。所有権移転について、お手元の総会議案 19 ページをご覧ください。所 1 番は古江地区の案件です。譲渡人は売却の意向があったため、譲受人は隣接する所有地と一体利用するため、所有権移転するものです。
議	長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 113 号の所 1 番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 113 号の所 1 番の案件については、原案のとおり決定することに決めます。それでは、2 番委員の除斥を解きます。
		(2 番委員が入室後)
議	長	それでは、議第 113 号の所 1 番以外の案件について、審議したいと思っております。事務局より説明願います。
事	務	失礼します。議第 113 号の所 1 番以外の案件について、ご説明いたします。相對契約について、お手元の総会議案 20 ページをご覧ください。利 1 番から 5 番は鹿島地区、更新案件です。今回の利用権設定における相對契約の地目別面積は、田 14,248 m ² 、畑なし、計 14,248 m ² です。転貸契約について、お手元の総会議案 22 ページからをご覧ください。転 1 番、2 番は生馬地区、更新案件です。転 3 番は朝酌地区、更新案件です。転 4 番から 7 番は竹矢地区、更新案件です。転 8 番は忌部地区、更新案件です。転 9 番は鹿島地区、更新案件です。転 10 番は東出雲地区、更新案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 34,499 m ² 、畑 14,672 m ² 、計 49,171 m ² です。以上、ご審議をお願いします。
議	長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、

ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議

長

ないようでございますので、採決いたします。議第 113 号の所 1 番以外の案件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議

長

ご異議なしということですので、議第 113 号の所 1 番以外の案件は、原案のとおり決定することに決めます。次に、報告に入ります。報告第 28 号「会長専決処分の報告」及び報告第 29 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

事

務

局

議

長

報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第 18 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。